○大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例施行規則

平成21年４月１日

大隅肝属広域事務組合規則第11号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の育児休業等に関する規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第17号）の全部を改正する。

改正

令和４年３月29日規則第１号

大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大隅肝属広域事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第18号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（職員の育児休業等）

第２条　職員の育児休業等に関しては、鹿屋市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第41号）の例による。

附　則

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月 29 日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。